

盛岡地方振興局長告示第 138 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 16 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
0370103137	ハッピー盛岡清水・デイサービスセンター	盛岡市清水町 14 番 17 号	株式会社ジャパンケアサービス岩手	平成 19 年 11 月 1 日